

第 I 章

「みどりの基本計画」の考え方

I－1	本計画の目的と位置づけ	2
(1)	本計画の背景	2
(2)	本計画の目的と位置づけ（みどりと環境基本計画との関係等）	3
I－2	みどりの基本計画とは	4
(1)	みどりの基本計画とは	4
(2)	本計画での「みどり」の考え方	4
(3)	計画期間（フレーム）	5
(4)	新計画への見直しのポイント	6

本計画の目的と位置づけ

(1) 本計画の背景

昭和 40 年代より始まった多摩ニュータウン事業により、新たに創出・再生されたみどりが、現在では多摩のみどりの一翼を担う存在となっています。一方、多摩市には昔ながらの多摩丘陵のまとまったみどりが点在し、里山的風景が色濃く残っています。これらの新旧のみどりがつながりをもっていることが多摩市のみどりの大きな特徴となっています。

また、多摩市のみどりは、市政世論調査において、昭和 60 年以降実に 27 年連続、毎年 90%以上の市民より「多摩市は、みどり豊かで住み良い」との評価がされています。

今後、これまで残されてきたみどりと共に、新たに創出した良好なみどりを、次の世代に引き継ぐため、市民や市に関わる人々が一体となって、維持向上に努めていく必要があります。

みどりが果たす役割も、社会情勢の変化等により、もともとある多様な役割以外に、微気候緩和の機能、低炭素まちづくり、防災まちづくり、生物多様性への対応など、さらに様々な局面においてその役割の重要性が高まっております。

一方、平成 19 年に第 3 次生物多様性国家戦略が閣議決定され、平成 20 年には「生物多様性基本法」が制定され、地方自治体も地方版の戦略を策定することが、努力義務として規定されました。その後、平成 22 年に COP10（生物多様性条約第 10 回締結国会議）が愛知県で開催されるなど、みどりを取り巻く社会的状況も大きく変化しており、これらへの対応も求められております。東京都では、平成 19 年 6 月に「環境軸ガイドライン」や、平成 22 年 5 月に他区市町村と合同により「緑確保の総合的な方針」が策定されました。

平成 11 年 3 月に多摩市は最初の「みどりの基本計画」を策定し、様々な施策を推進してきました。その後、平成 16 年の景観緑三法※の制定や急激な社会情勢の変化等により、みどりの果たす役割が多様化し、多摩市のみどりを取り巻く状況も変化しつつあることから、これまでの取り組みを振り返りつつ、計画を見直すこととしました。

※景観緑三法

景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の三つの法律を合わせた呼称です。

(2) 本計画の目的と位置づけ（みどりと環境基本計画との関係等）

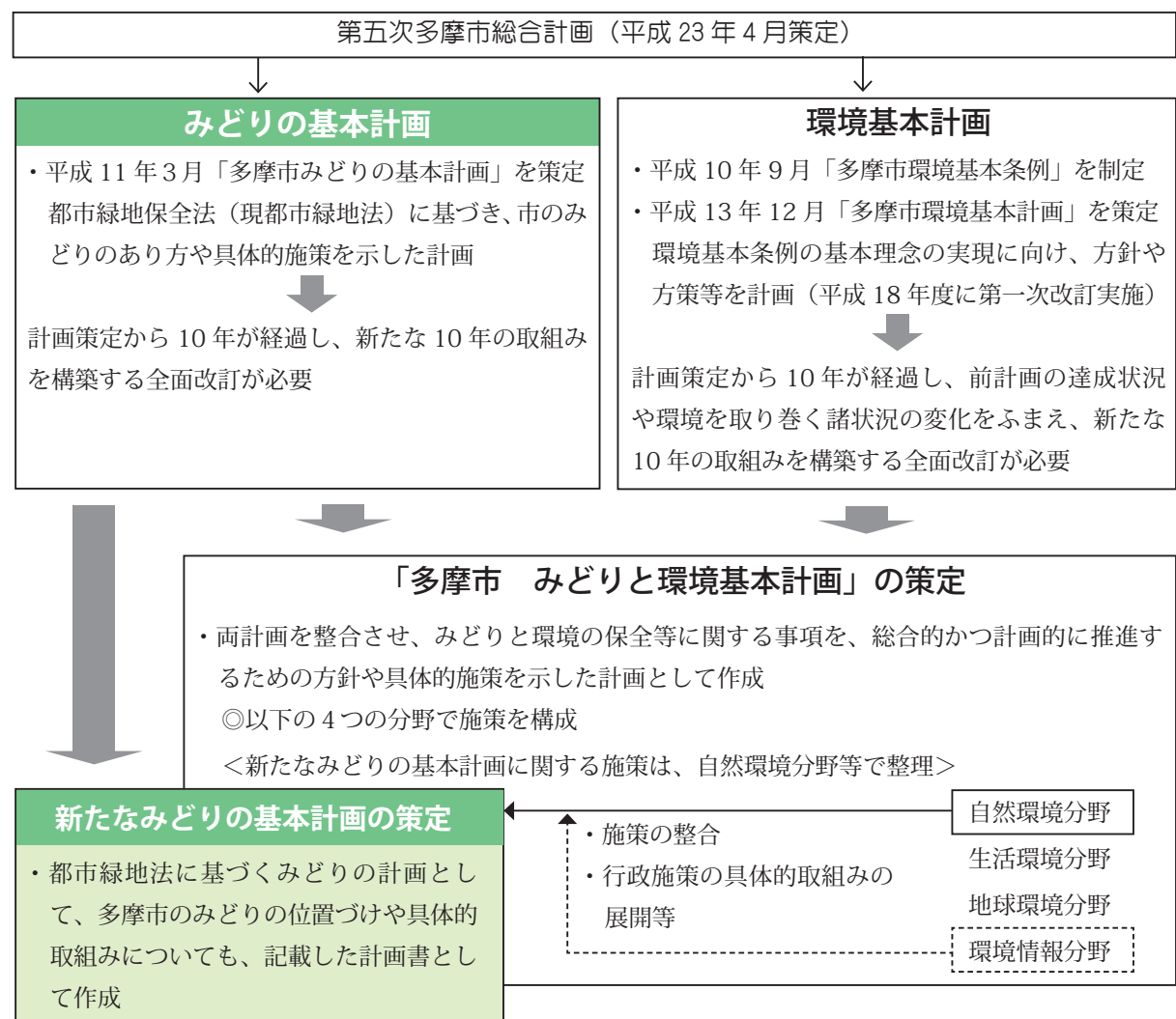
「みどりの基本計画」の見直しにあたっては、第五次多摩市総合計画（平成 23 年 4 月策定）を基本的な柱としながら、「多摩しみどりと環境基本計画」（平成 24 年 6 月策定）の自然環境分野等において、市民・事業者・市民団体等と協働で取り組む多摩市のみどりの施策について、他の環境分野と一体的な施策として取りまとめました。

本計画は、「多摩しみどりと環境基本計画」の「みどり」に関する行政施策について、より具体的な取り組み内容を示す計画として策定し、都市緑地法に基づく「みどりの基本計画」と位置づけています。

また、本計画における施策の数値指標等による進行管理については、「多摩しみどりと環境基本計画」において一体的に運営が図られます。

■ 本計画と「多摩しみどりと環境基本計画」との関係について

2つの計画は、以下のような考え方で策定されています。



「みどりと環境基本計画」にて、一体的に施策のマネジメントを行います。

みどりの基本計画とは

(1) みどりの基本計画とは

本計画は、これからの多摩市の「みどり」への関わりの基本的な考え方として、暮らしと調和したみどりの質的向上（量から質へ）や愛でるみどりから関わるみどりへ、みどりの持続的な保持に向けた計画として取りまとめており、都市緑地法第4条の「市町村の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画」に該当する多摩市のみどりに関する総合的な計画です。

また、都市公園の整備や法制度を活用したみどりの保全のみでなく、低炭素や防災、生物多様性など新たな課題にも配慮した、みどりの保全・調和・参画といった観点から、ハード面及びソフト面の両面からの施策を含めたみどりに関する幅広い計画となっています。

本計画の推進にあたっては、市民や事業者、市民団体等との協働の取組みを前提としています。

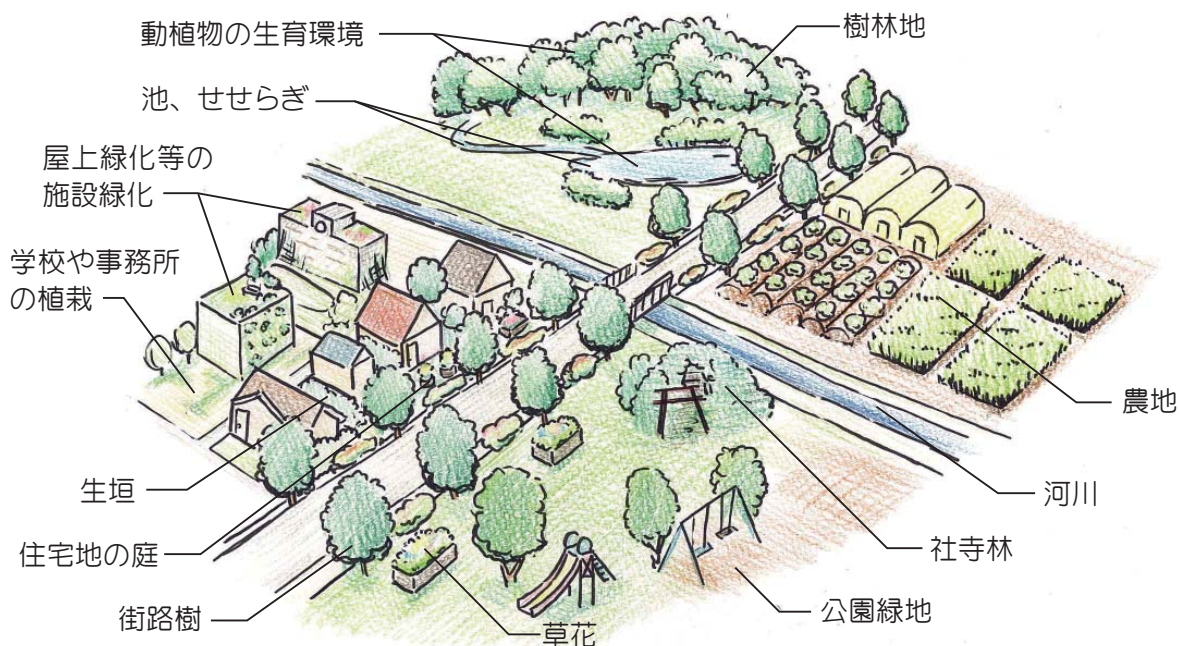
(2) 本計画での「みどり」の考え方

1) 本計画で取り扱うみどりの定義

本計画での「みどり」は、単に樹林・樹木・生垣・草花といった植物ばかりでなく、公園、河川、農地、街路樹や、動植物の生息生育環境全般のほか、学校や民有地の緑地や屋上緑化などの施設緑化も含んでおり、都市景観を構成する自然として捉えています。

本計画では、機能的な意味を越えて、人との関わり合いの中で息づく「みどり」のあり方を求め、「みどり」とひらがなで表記しています。

■みどりの定義イメージ



2) 求められるみどりの機能

「みどり」には、昨今の課題となっている地球環境問題等への対応（生物多様性の確保、地球温暖化の防止）安全安心なまちづくり、低炭素社会、環境負荷の軽減、といった役割もふまえ、以下のような機能が求められています。

①都市の環境を維持・改善する機能

（ヒートアイランド現象の緩和、生物生息空間の確保、大気浄化、騒音の緩和等）

②都市の安全性・防災性を向上させる機能

（震災時の避難路や避難場所の確保、延焼防止、雨水浸透による水害の未然防止等）

③健康活動・レクリエーション・安らぎ・コミュニティの場、環境学習の機会等を与える機能

（子どもの遊び場、レクリエーションの場、自然とのふれあいの場、安らぎ、季節感等の提供）

④美しい景観をつくる機能

（都市にうるおい・美しさ・品格等の提供、里山景観の保全、地域らしさ、ふるさと意識の醸成）

■みどりの機能イメージ



(3) 計画期間（フレーム）

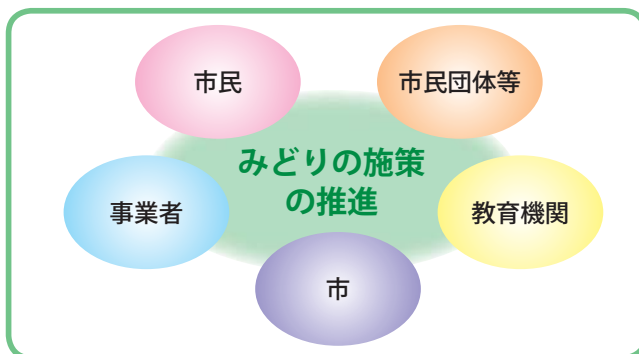
本計画は、概ね 10 年後の 2021 年（平成 33 年）を目標年次とします。

(4) 新計画への見直しのポイント

これまでのみどりの量的確保をめざした計画から、現状のみどりを市民等と協働で維持し、暮らしと調和したみどりの質的向上をめざす計画として、また、愛でるみどりから関わるみどりへの転換等を見据え、新計画への見直しを以下のように整理しました。

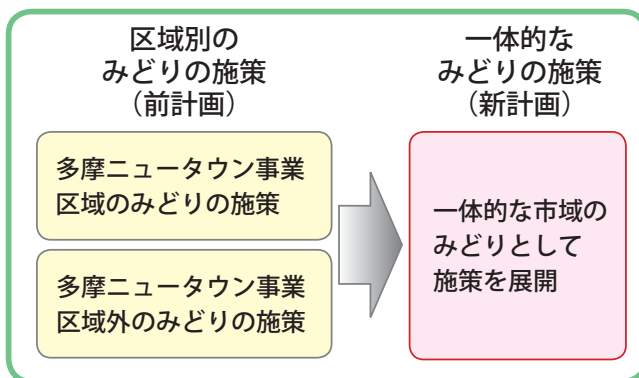
①市民、市民団体等、事業者、市の協働による取組み推進

市内の多様で良好なみどり環境を支えていくためには、行政のみでなく、市民、事業者、市民団体等が協働で支えていくことが不可欠です。そのため協働の視点をみどりの計画を推進するための「取組みの前提」として掲げました。



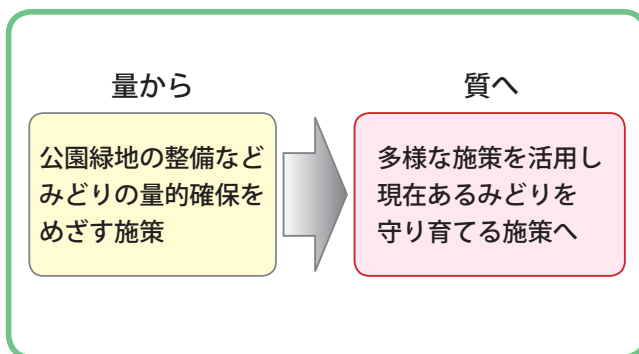
②多摩市域での一体的な施策への転換

一連の多摩ニュータウンに関する事業が終了し、これまでの多摩ニュータウン内外に分けた施策から、広域的なみどりのつながりや拠点といった視野から、「多摩市域全体を一体的なみどり」として、施策展開を図っていきます。



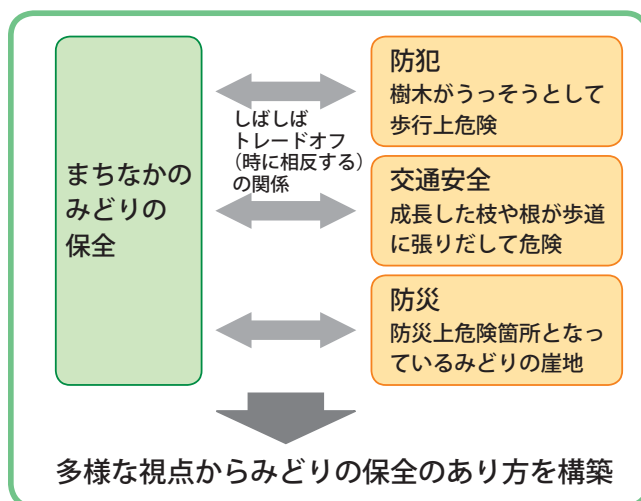
③多様な手法による民有緑地を支えるしくみづくりの構築

多摩市のみどりは量的確保から、現在あるみどりをいかに維持し、質的向上を図っていくかが課題となってきました。その中で、みどりの拠点や骨格をなすまとまりある既存樹林には、民有樹林が少なくありません。そのため厳しい行財政状況もふまえつつ、多様な手法により民有樹林の保全を推進します。



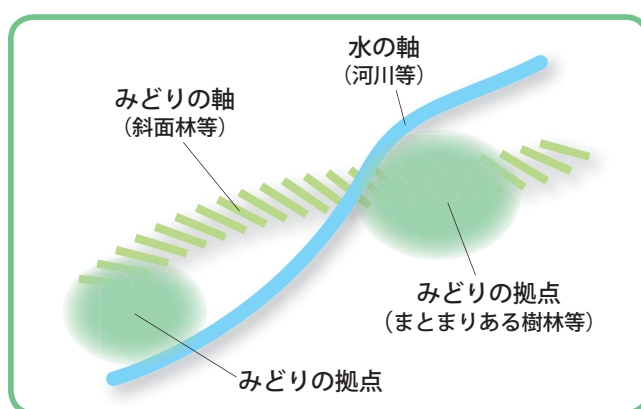
④価値観の多様性への配慮

みどりは市民の生活の様々な場面に関わりがあります。近年ではみどりの保全と、防犯や交通安全に対するみどりのあり方がトレードオフ(時に相反する)の関係となっている場面もみられます。そのため、単に量的にみどりを確保するのではなく、住環境の安全安心(防災、防犯、交通安全等)、街なみ景観との調和といった多様な視点からのみどりの保全のあり方の構築を進めます。



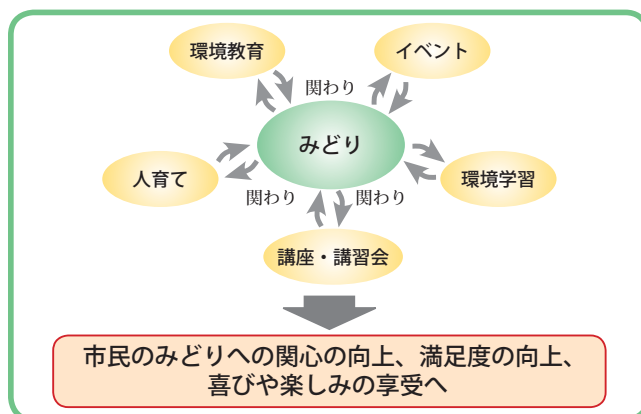
⑤生物多様性など自然環境の質的向上

国際的にも注目されている生物多様性の確保について、近年、地方自治体においてもその具体的取組みが求められています。そのため、地域のみどりと水環境の拠点性やつながり等の構築とともに、生物多様性に関する体制づくりや様々な取組みを推進します。



⑥市民のみどりへの多様な参加機会の増加や環境教育等の意識啓発の推進

これまで多摩市では、みどりと接する機会を様々設けてきましたが、市民からはより多くの機会を求める声も聞かれています。そのため、よりわかりやすい情報発信のしくみや拠点形成、また多様な自然体験型のイベントづくりや、環境学習メニューの充実により、さらにみどりへの関心を高め、楽しみを享受できるよう努めます。



⑦計画の適切な進行管理と情報提供

近年、市民に施策の実施事項やその成果をわかりやすく提示することや、速い時代変化に対応した柔軟な施策の実施が求められており、成果の見える化やPDCAサイクルを活用した適切な進行管理を、計画の実現にあたっての「取組みの前提」として、位置づけます。

